

公害防止条例 9月1日から施行

市民が健康で文化的な生活ができるよう、市では、さる4月1日に「公害防止条例」を公布しましたが、その後、環境保護課が中心となってこの規則の成案にとり組んでいたところ、このほどこの施行規則ができ、9月1日施行をメドに目下検討を重ねているところです。

公害防止条例の施行によって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等にそれぞれ規制基準が設けられ、これに従わない場合は罰則が科せられることになっており、市民の健康保持にそして、良好な環境保全のために制定されたこの公害防止条例の役割は非常に大きいものがあるとされています。

また、この条例、規則は、国の法律、県条例によって規制されたもののほかに市独自の規制を設けた点が注目されています。

目的

この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するために、公害防止がきわめて重要であることから、事業者、市および市民の責務を明らかにし、公害防止に関して必要な事項を定めながら、市民の健康の保持と良い環境を保全するための条例です。

公害とは

この条例による「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康または良好な環境に係る被害が生ずることをい、環境の中には、生活環境と自然環境を含む、としています。

市と市民の責務

市は、市民の健康を保護し、良好な環境を保全するため、国、県の公害防止に関する施策に合せ、公害防止の施策を策定して、これを実施する責務を有し

市民は、このような市の施策に協力するとともに、自から、ごみ、汚水、騒音等による公害を発生させないよう努めなければならないと、その責務を規定しています。



ばい煙

ばい煙は、燃料その他の物の燃焼に伴って発生する酸化物、電気の使用に伴って発生するばいじん、それに、人の健康や環境に被害が生ずる恐れのあるカドミウム、塩素、鉛などがばい煙として対象になります。

ばい煙発生施設としては、ボイラー、(伝熱面積、3㎡以上7㎡未満)、廃棄物焼却機(焼却能力が1時間当り150kg未満)、オガライトの製造用の乾燥炉が対象とされます。

ばいじんの排出基準

〔許容限度(%)〕

- ボイラーで重油、その他液体燃料を燃焼させるもの 0.30%
- ボイラーで石炭を燃焼させるもの 0.80%
- ボイラーのうち上記以外のもの 0.40%
- 廃棄物焼却機(炉) 0.70%
- オガライト製造の乾燥炉 0.40%

※許容限度—単位温度が0度で、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりのグラム数をいう。



粉じん

物の破碎、選別により発生し、または飛散する物質で、大気汚染の原因となるものをい、粉じんの発生施設としては、鉱物、土石、チップ、木くずの堆積場・破碎機・動力打棉機・木材、木製品の製造用の切断施設等が対象になります

管理基準

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。
- ② 散水設備によって散水が行われていること。
- ③ 防じんカバーでおおわれていること
- ④ 葉液の散布または表層の締固めが行われていること。

罰則

ばい煙、粉じん、水質、騒音等について、発生施設設置等の届け出をしなかった場合は、3万円以下の罰金が科せられることとなります。

また、特定工場、特定建設作業にあたって勧告を受け、これに従がわなかった場合は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられることになっています。



水質汚濁

水質の汚濁は大きな問題であり、とくに工場等から公共用水域に水を排出する場合は市長への届出が義務づけられています。

汚水、廃液の排出施設に該当するものとしては、水産物卸売市場の洗浄施設・給食業の施設・畜産施設と鶏糞の処理施設・尿浄化槽(500人未満)・洗車施設を有する駐車場などです。

排水基準

海域以外の公共用水域に排出させるもの

- 第1種水域 第2種、第3種水域以外の河川ならびにこれらの河川に流入する公共用水域
- 第2種水域 別所川、長木川(下町橋下流)引欠川(長内沢川合流点下流)下内川(長面橋上流)大森川(花園川合流点上流)
- 第3種水域 猿間川、旧大森川

＜汚水有害物質以外の汚染状態の排水基準＞

項目	許 容 限 度		
	第一種水域	第二種水域	第三種水域
水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量	1ℓにつき 30mg	1ℓにつき 60mg	1ℓにつき 120mg
化学的酸素要求量	1ℓにつき 30mg	1ℓにつき 60mg	1ℓにつき 120mg
浮遊物質	1ℓにつき 70mg	1ℓにつき 120mg	1ℓにつき 200mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1ℓにつき 30mg	1ℓにつき 30mg	1ℓにつき 30mg
フェノール類含有量	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 2.0mg
銅含有量	1ℓにつき 0.1mg	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 2.0mg
亜鉛含有量	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg
溶解性鉄含有量	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg
溶解性マンガン含有量	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg
クロム含有量	1ℓにつき 2mg	1ℓにつき 2mg	1ℓにつき 2mg
フッ素含有量	1ℓにつき 15mg	1ℓにつき 15mg	1ℓにつき 15mg
大腸菌群数	1㎤につき 3,000個	1㎤につき 3,000個	1㎤につき 3,000個

備考 この表に掲げる排水基準は、排水量の多少に拘らず適用する。



公害のない街づくり



騒音

(拡声器使用制限の特例)

拡声器使用の公職選挙法に基づく選挙運動や祭り、盆踊り、運動会等の行事それに、拡声器を屋内で使用する場合は、使用の制限はないこと。

特定建設作業の騒音規制

＜住居・商業地域＞

- くい打機作業 85ホン以下
- びょう打機作業 80ホン以下
- ※午前7時から翌日の午前7時までは作業制限。
- さく岩機・空気圧縮機・コンクリートプラント等 75ホン以下
- ※午後9時から翌日の午前6時まで作業制限。

以上の音量測定地点は、作業場所の敷地境界線から30m地点とする。

＜工業地域＞

- くい打機作業 85ホン以下
- びょう打機作業 80ホン以下
- さく岩機作業・空気圧縮機・コンクリートプラント等の作業 75ホン以下

特定工場等の騒音規制基準

	(朝夕)	(昼)	(夜間)
住居専用地域	45ホン	50ホン	40ホン
住居地域	50ホン	55ホン	45ホン
商業地域	60ホン	65ホン	50ホン
工業地域	65ホン	70ホン	60ホン

拡声器の使用制限

- ① 午後7時から翌日の午前9時までは拡声器は使用できないこと
- ② 商業宣伝の場合、同一場所で使用するときは、拡声器の使用時間は10分以内とし、1回使用ごとに10分以上上休むこと
- ③ 拡声器の音量が、拡声器から5メートル離れた地点において

住居地域	55ホン
商業地域	65ホン
その他の地域	60ホン

 以上の音量をこえないこと。